

浄化槽排水の水質調査結果（地下施設現場事務所）

[illegible]

注1) 地下施設現場事務所設置の浄化槽の放流水水質は、環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2の適用を受けません。

注2) 地下施設現場事務所設置の浄化槽の保守点検頻度は、環境省関係浄化槽法施行規則第6条2項の規定では3ヶ月に一度です。

注3) 水質の測定項目については、北るもい漁協と締結した確認書をもとに当センター地下施設建設JVに依頼したものです。

※BODとは、生物化学的酸素要求量と呼ばれ、水中の微生物が汚れ（有機物）を分解するために消費された酸素の量のことで、水の汚れを調べる目安として使用されています。